

公益財団法人 生存科学研究所
自主研究会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人生存科学研究所（以下「本法人」という）における定款第4条1項1号の研究及び調査（以下「自主研究」という）に関し、本法人の会員が行う自主研究に必要な事項を定めることを目的とする。

(資格対象)

第2条 会員は、人類の健康の維持と増進及び疾病の治療と予防、環境・生態、経済、文化など生存科学に関する自主研究の推進を目的とする研究会を開催することができる。

2 研究会の代表者は本法人の個人会員でなければならない。また研究会員についても原則として本法人の個人会員でなければならない。

3（一般部門）年齢制限なし （若手研究者部門）研究会の代表者の年齢は45歳以下とする。

(申請)

第3条 研究会の代表者は、所定の申請書に必要事項を記入の上、申請する。

2 申請者は、申請期間内に申請を行うものとする。

(研究費)

第4条 研究費は、申請した研究に直接関係する費用のみとし、詳細については別紙研究費一覧のとおりとする。

2 研究会の代表者は、研究会開催を必要経費と共に事前に事務局に通知し、領収書及び受領書など関係書類を整理保管し、本法人へ提出しなければならない。

3 研究費は研究会の開催ごとに、研究会の代表者に対し支払う。ただし、未払金が生じた場合には3月末までに本法人の事務局に報告し、清算する。

4 研究費の上限は、一つの研究あたり一年につき100万円以内とする。但し、交通費については、原則として研究費の50%を上限とする。

(研究期間)

第5条 研究会の継続期間は、原則として3年以内とする。

但し、不測の事態が発生し、理事長がやむ得ないと判断した場合には、期限を延長することができる。

(選考及び決定機関)

第6条 各会員から申請のあった自主研究の研究内容及び研究費については、選考委員会が申請内容を審査、選考し、その意見を付して、理事会で決定する。

但し、研究の内容が人を対象とする場合には、本法人の倫理委員会の審査に付して承認を得なければならない。

2 前項の選考委員会は別に定める。

(研究報告)

第7条 研究会は、研究会開催ごとに生存科学研究ニュースに研究会報告を投稿する。

2 研究会は、年度初めに学術誌「生存科学」に研究会構想を投稿する。

3 研究会は、年度末にその成果を学術誌「生存科学」に研究成果を投稿する。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から改訂する。

この規程は一部改正のうえ、令和元年6月11日から施行する。

この規程は一部改正のうえ、令和3年3月25日から施行する。

この規程は一部改正のうえ、令和4年6月6日から施行する。

この規程は一部改正のうえ、令和7年6月3日から施行する。

この規程は一部改正のうえ、令和8年3月24日から施行する。

この規程は一部改正のうえ、令和8年3月24日から施行する。

この規程は一部改正のうえ、令和8年6月2日から施行する。

【研究費一覧】 別紙

費 目	支給対象者・作業内容	基 準 (単価)
諸 謝 金	研究責任者： 講師との事前打ち合わせ通信費などを含む	手取 8 千円以内 謝金＋交通費＝1 万円
	研 究 員： 原則として生存科学研究所会員であり、申請時に登録された者であること	手取 3 千円以内 謝金＋交通費＝5 千円以内外部
	講 師： 講師が複数になる場合は研究責任者の裁量で分割する	講師手取 2 万 8 千円以内 謝金＋交通費手取 3 万円以内 内部講師手取＝8 千円以内 謝金＋交通費手取＝1 万円以内
会 議 費	軽食代など：昼食・夕食が必要な場合	1, 000 円以内
旅費交通費	講師及び研究メンバーには旅費交通費が 2 千円支給される。2 千円を超える場合は実費を支給（領収書が必要）。グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は対象としない。ただし、特別の事情があると認められた場合はその限りでない。 また、当該事業以外の用務が一連の旅程に含まれる場合は、実態をふまえ、按分等の方式により対象経費に区分する。私用車のガソリン代は公共交通機関が利用できない場合のみ旅行規定に定める金額を対象とする。 事前に提出された計画表に記載のある研究会当日の費用であることを原則とする。	実費（研究費総額の 50%以内）
宿 泊 費	原則として支給しない。 講師の場合は 15, 000 円を上限とし、認められる場合のみ対象とする。	
事務用品費	事業を行うために必要な物品の購入。ただし、1 年以上継続して使用するものに限る。 データ保存のためのメモリーカード、CD・DVD などの記録媒体は備品として対象とする。 家具、カメラ、パソコン、タブレット PC、通信・電子機器等の備品購入は対象外とする。	
消 耗 品 費		
印刷・製本費		
会 場 借 料		
雑 費		
事業委託費	ほかの事業者の外注するために必要な経費（請負／委任契約書の締結し、成果物等が帰属する必要がある）	
臨時雇用賃金	アルバイト代	時給 1, 500 円以内
新聞図書費	自主研究を行うために必要な書籍等の購入	実費（研究費総額の 10%以内）